

豊かで持続可能な地方を実現するには ～都市と農村の関係構築から考える



東京科学大学 環境・社会理工学院
教授

真田 純子 氏

プロフィール

東京科学大学教授。東京工業大学工学部卒業後、同大学院で博士（工学）を取得。在学中にヴルカヌスプログラムでイタリアへ留学する。徳島大学助教時代に過疎化が進む地域の農村景観や活性化、棚田の石積み修復活動を研究テーマとするようになる。東京工業大学准教授を経て、2023年より現職。専門は景観デザイン、土木史、緑地計画史、農村景観など多岐にわたる。

1 はじめに

1.1 自己紹介

本日は「豊かで持続可能な地方を実現するには」というタイトルでお話をしたいと思います。

少し自己紹介からお話します（図1）。私は現在、東京科学大学の土木・環境工学系というところに所属しております。ただ、元々その土木の出身かというところではありません。土木に非常に近い分野ではありますが、東京工業大学の社会工学系というところで、都市計画などを専門とする分野にいました。その後、2007年に徳島大学の土木の学科に助教として着任したところから土木の分野に入りました。同時に徳島は農村が多く、全国でも過疎化がかなり進んでいる地域でもあるため、そこで農村の景観や農村の活性化を研究テーマにするようになりました。

今日の話にはほとんど出てきませんが、それと同時に石積みの活動をしており、棚田や段畑の石積みの修復やそれを教えるという活動をしております。今はそうした一般の市民対象の活動だけでなく、研究としてももう少し工学的なところで公共事業で石積みを使えないかということも東京科学大学の土木の先生と一緒にやり始めたりしております。そのため、最初は都市計画や緑地計画をしていましたが、その後徳島に行って農村のことをしたり土木史や石積みに取り組んだり、色々立場が変わるごとに専門が増え、様々なことをしています。それがうまく繋がりがつつあるかと思えます。

自己紹介

真田純子

東京科学大学
土木・環境工学系

専門：都市計画史、緑地計画史
土木史
農村景観、農村活性化
石積み

著書：都市の緑はどうあるべきか（技報堂出版、2007）
ようこそドボク学科へ（共著、学芸出版、2015）
誰でもできる石積み入門（農文協、2018）
風景をつくるごはん（農文協、2023）
ずかん石積み（監修、技術評論社、2025）
地球のまかないごはん（共著、農文協、2026） etc.

図1 自己紹介

2 国土創生と食・農

2.1 国土創生と食・農

現在、国土創生や、それと同時に進行する「食」や「農」の問題など、多岐にわたる議論がなされています（図2）。例えば、農村や農業においては過疎化が深刻な問題となっており、これに対して2014年から「地方創生」が継続し実施されています。

それと同時に、環境問題も重要な課題と位置づけられており、私たちは「持続可能な発展」を目指さなければならないと言われています。同時に食料自給率の問題があり、特に昨今のような地政学的な問題が出てくると、食材を輸入に頼ることのリスクが顕在化してきます。さらに直近の問題としてはエネルギーの問題など、様々な問題が存在します。現在は、これらの課題をバラバラに解決しようとしていますが、「食」や「農」に着目すると、これらを繋げて考える必要が見えてきます。

例えば、可住地面積に占める農地の割合というのは日本で4割です。中山間地域の割合も耕地面積の約4割が中山間地域にあり、総農家数の約4割が中山間地域にあります。農業出荷額で見ても約4割が中山間地域からのものです。中山間地域は効率が悪いからコミュニティや遊びに行く場所として、あるいは文化財として保全して、それ以外の効率のいいところで農業を

やればいいんだという話も聞きます。しかし約4割ということを見ると、そのように分けてしまうのではなくて、こうした場所もちゃんと経済の中に組み込む必要がありますし、環境問題としても農地というのは無視できない量であると言えるかと思います。したがって、生産と環境保全を切り分けて考えるのではなくて、同時に進めていくような方法を考える必要があると思っています。

これについては2024年の6月に食料・農業・農村基本法が改正されて、第3条が新設されました。法律の条文の、特に始めの方の条文が新設されるというのは非常に大きいことです。その第3条では、「食料システムについては食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより環境との調和が図られなければならない」と記載されています。農業のやり方や、農業の結果である農産物を国民が消費するまでの過程で環境に負の影響を与える側面があることが明記されたのです。それまでの政策としては、農地は営農を続けていれば多面的機能が発揮されるということを前提に様々な政策が打たれていました。環境への負の影響が法律に明記されたことは、今後どうしていくのかを考える足がかりになる非常に大きい変化だと思っています。生産と環境保全は対立するものではなく、同時に実行していく時代に入ると思います。

料理は単品の野菜が使われており、様々な野菜を使用した料理ではありませんでした（図4）。このような食生活を続けていくと、季節や、台風のような気象条件の影響にかなり左右されるというようなことが分かってくるのです。野菜を食べるといのは、育てられているものとはいえ、自然の恵みをいただくということであると気づきました。

そうなるくるとお店やテレビで見る季節外れのメニューが非常に気になるようになりました。最初は農村の風景の一助になればと考えていましたが、そのような生活をしている時に、原油価格が高くなってハウスで原油を焚けないから曲がったキュウリしか取れないといったニュースを見て、冬にキュウリを食べる必要があるのかと考え、環境のことも少しずつ意識するようになってきました。そうなるくると、私一人ではなくて都市部で暮らす多くの消費者の選択や生き方そのものが農村にとって重要ではないかと思うようになりました。それを広めていくために食べ方に名前をつけようと考えました。

そこで「風景をつくるごはん」という言葉を思いつきました。この風景というのは見た目の風景だけではなく、農村の環境や社会といった要素も含んでいます。『つくる』という動詞は、都会の消費者が離れた農村に対して影響を与え得るという、能動的な行為を表しています。「ごはん」は、その手段です。「風景をつくるごはん」という言葉は、私たちが普段食べるものによって「農」に影響があると伝える言葉になっているかと思えます。（図5）

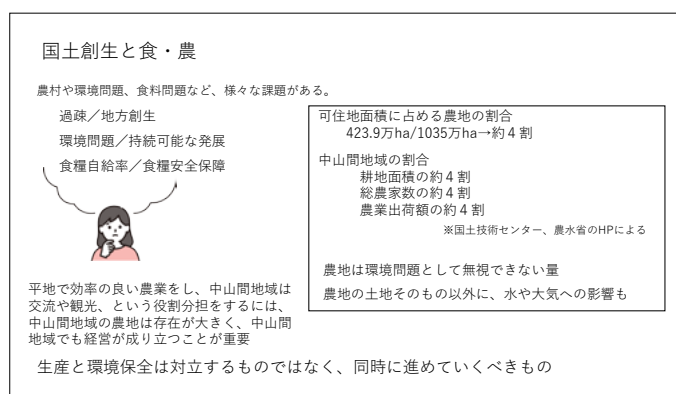


図2 国土創生と食・農

2.2 「風景をつくるごはん」とは？

そのようなことを書いているのが『風景をつくるごはん』という本です（図3）。今日はその中から部分的に紹介します。まず「風景をつくるごはん」とは何なのかということ簡単に説明したいと思います。

私は徳島に9年ほど住んでいた際に、ほぼ産直で買った野菜だけで生活していました。

それを続けていくうちに分かったことが、食べ方そのものを変えないといけないということでした。これは「こういう料理が今日食べたいからこれを買おう」といった食品の選び方ではなくて、産直にあるものは大体その土地や季節によってかなり限られたものしかないので、その限られたものをどう料理しようかという、野菜ありきの料理の決め方をすることです。料理をする方であればわかると思いますが、そのため、当時の



図3 書籍「風景をつくるごはん」



図4 産直野菜で作った食事

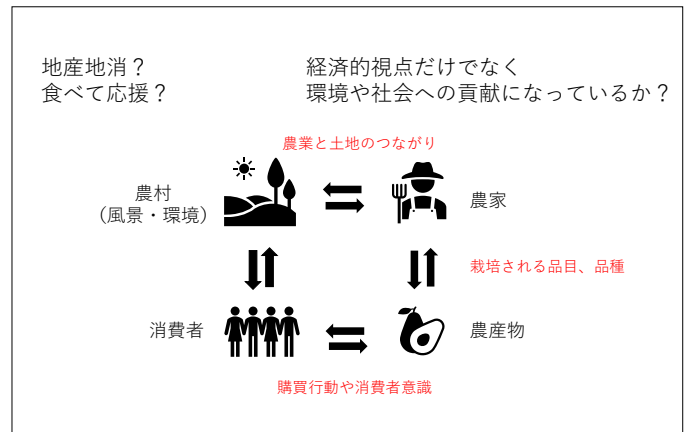


図6 地産地消? 食べて応援?

3 イタリアの風景政策の戦略的定義

3.1 EUの農業活性化のための資料

これらを考えるきっかけとなったのは、イタリアに2015年に在外研究に行ったことです。その時に紹介していただいた2つの資料があります。図7はEUの農業政策のためにイタリアが作った資料です。この中に非常に面白かったところがありましたので、それを少し紹介します。



農村活性化のための国家戦略計画

農村活性化国家戦略計画
-風景ワーキンググループ-

図7 EUの農業活性化のための資料

3.2 良い風景は3つの調和

1つは、「良好な農村風景」というものを定義している点が非常に面白かったです(図8,9)。その定義には、「環境の多様性と文化の継承、経済の良好な調和が良い風景である」と書かれていました。そうした良い風景の定義というのは時代によって変わるとも書かれていて、例えば美的価値に重きをおいた風景政策や、凍結的な保存をするような古いタイプの文化財行政というのはもうすでに古くて、今後はこうした環境の多様性、文化の継承、経済の良好な調和が重要であると言われていました。

何のために定義をするかと言うと、定義をすることで個々の環境の構成要素と人間の活動を1つのシステムに入れ込んだ戦

風景をつくるごはん

対象 能動的な行為 手段

食べ方そのものを変えないといけない。

自然の恵みをいただく、ということ。

お店やテレビの季節外れのメニューが気になる...

風景だけでなく、環境にも。

都市部で暮らす人たちの選択、生き方が重要なのでは？
この食べ方に名前をつけよう。

図5 「風景をつくるごはん」とは

2.3 地産地消? 食べて応援?

このように言うと地産地消や、最近よく言われる、食べて応援というような言葉も浮かぶかもしれませんが(図6)。農家の人が農作物を作りそれを消費者が消費して、その作る姿が風景になって、というつながりがあると思うでしょう。しかし実際には農業と土地のつながりは、現在ではかなり脆弱になっておりますし、栽培される品目や品種もその土地に合うものというよりは作りやすいものになっていたり、様々な面で昔の状況とは切り離されています。地産地消によってその土地のものを食べれば、経済的には生産地の助けになります。しかし、環境や社会という視点で考えると本当にただ消費すればよいのかという疑問が浮かびます。

略立てることができる」と書かれていました。

「良好な農村風景」が複数の要素の調和であるという定義を欠いたままでは、各行政組織の判断が極端な方向に振れかねません。例えば、環境の多様性が重要だから「人間は手を入れてはいけない」ということになりかねませんし、また、棚田保全などは文化の継承を目的として、「ただそこに米が栽培されていること」だけを重視し、生産性を度外視してしまうことが起こり得ます。一方で、経済が重要だという人にとっては、いかに効率よく作るかが重要で、棚田などは狭いためもう経済活動の中から外してしまおうと考えたり、もしくは何枚かを1枚にしまって広い農地を作った方がよいと考えるのではないのでしょうか。それぞれの部署でそれぞれ取り組んでいるのではなく、これの良好な調和が重要であるということを一に定義する。そうすると文化財行政や環境行政が他のところも見ながらどうやって調和を取ろうかというような政策を打つことができるということだと思います。

こうした定義のあり方を、私は「戦略的定義」と名付けたいと思います。これは、単に今ある風景を人々がどう見ているかを分析するものではありません。「このようなものを良いと定義し、それに向かって農村を構築していこう」という、未来に向けたプランニングの視点を持った定義であると言えます。

農村風景を定義

風景の役割や概念は時代によって変わる

環境の多様性
文化の継承
経済

これらの良好な調和
= 良い風景

- X 「美的価値」に重きを置いた風景政策
- X 古いタイプの文化財行政（博物館学）

図8 農村風景を定義①

農村風景を定義

風景の役割や概念は時代によって変わる

環境の多様性
文化の継承
経済

これらの良好な調和
= 良い風景

個々の環境の構成要素と人間の活動をひとつのシステムに入れ込んだ戦略が必要

「良好な風景」の定義をすることで目標や戦略が明快に
何のために？ 誰が？ どうやって？

“戦略的定義”

図9 農村風景を定義②

4 農業の変遷

4.1 農村と農業の変化

ここまで農村のこと、農業のことについてもお話ししてきました。ここからはもう少し具体的に、現在の農業がどのような立ち位置にあるのかを知るために、少し歴史を振り返ってみようと思います。

農村と農業の変化についてですが、農業者人口について見ると、1955年に1489万人でしたが、20年後の1975年には672万人になっています（図10）。この間に高度経済成長があったわけですが、都市における工業や商業の労働力需要が増大して、集団就職などもあって、農村から人が減っていったというのがよく言われている話です。実際そういうこともあったのは事実ですが、それ以外に政策的な農村人口の削減があったということも非常に重要なポイントだと思います。

農村と農業の変化

農業者人口

1955年 1489万人

1975年 672万人

← 高度経済成長

工業・商業の労働力需要の増大
集団就職（1950年代後半から1960年代前半）

政策的な農村の人口減少

図10 農村と農業の変化

4.2 1957年新長期経済計画

経済政策については、1957年に新長期経済計画が作られました（図11）。この時に農業の中には不完全就業者がいるというようなことが言われ、計画年の1956年から5年間の間に農業者を5%減らすということがこの計画の中で書かれています。それを補うのは農業技術の進歩であるとか、土地改良などの生産性の向上であるとされていました。

経済成長が非常に激しかったため、3年後にはまた別の経済計画が作られます。それが所得倍增計画という有名な計画です。この計画では、一次産業の従事者を計画年の1960年の1645万人に対して10年後に30%減らすとされていました。そうして就業人口に占める農業者を40%から24%に減らすことによって「農村人口の流出は進められるであろう」ということが書かれています。今の感覚だと「農村人口の流出」まで来ると「止めなければいけない」という言葉が続くだろうと予想しますが、この時代には「進めよう」ということが計画の中に書かれていました。

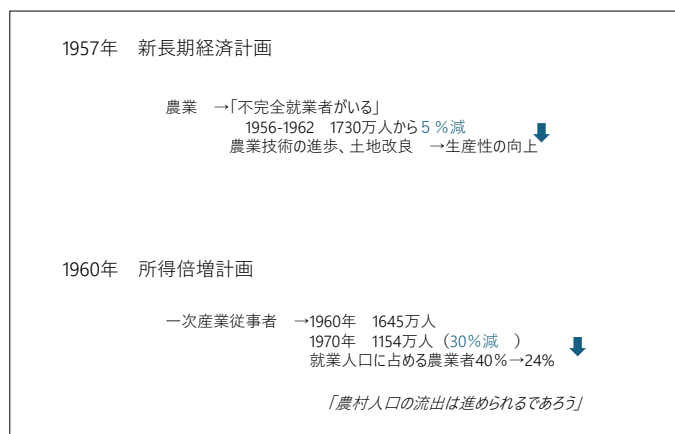


図 11 1957年新長期経済計画

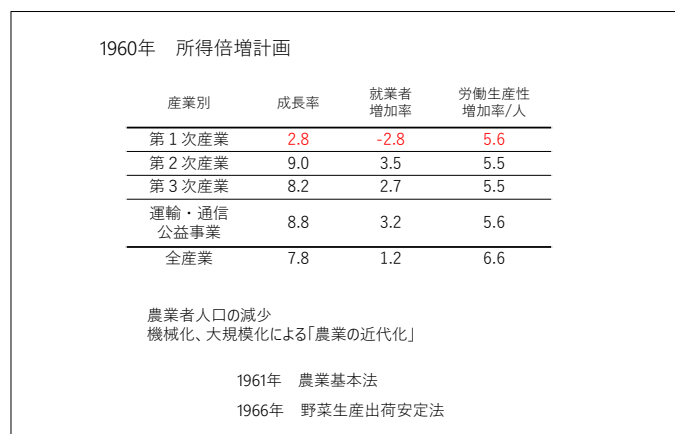


図 12 1960年 所得倍増計画

4.3 1960年 所得倍増計画

それはなぜか。所得倍増計画の表（図12）を見ると、各産業部門の「労働生産性増加率（1人あたり）」が均等に揃えられようとしています。具体的には、第1次産業の増加率を5.6%とし、他部門（5.5～5.6%）と同水準に設定しています。これを達成するため、第1次産業のみ就業者増加率をマイナス2.8%とし、政策的に人口を減らそうとしていることが明確に分かります。産業部門の成長というのは2次産業、3次産業はかなり増やそうとしていますが、第1次産業というのはなかなか増やせないわけです。基本的には食料を生産していますので胃袋の数に依存します。少し高級な、当時あまり食べられてなかった肉を生産するなどして増やそうとはしていますが、当時は輸出もそんなにしておらず、基本的に人口に依存するために産業部門を大きくするのは難しかったのです。そのため労働生産性を上げようとすると就業者人口を減らすしかなかったということになります。

なぜこの労働生産性の増加率を等しくしようとしていたか。当時国としては工業を伸ばしたかったので、一次産業だけが置いていかれると、格差が出てきます。格差の是正という言葉が当時の計画には盛んに書かれますが、格差が出てくると次に国としては福祉の問題が出てくるので、なるべく格差を作らないまま工業を伸ばしたい。工業大国にするために、足を引っ張らないように農業の生産性を上げていく必要がありました。そのために農業者人口を減らしていくことが当時行われていたのです。

その農業者人口を減らすにあたって何をしたかということ、機械化・大規模化による農業の近代化が必要であるとその所得倍増計画の中で書かれます。実際それを受けて、翌年の1961年には農業基本法が作られて、その後1966年には野菜生産出荷安定法というものが作られます。

4.4 農業基本法と野菜生産出荷安定法

農業基本法は、当時の説明によると保護的な農業政策をやめて経済合理主義的に転換すると書かれていました（図13）。そのために単一作目に専門化するか、土地の大規模化をするということが言われていて、それに基づいて農業構造改善事業が全国で盛んに行われて、農業の機械化と圃場整備、狭い田んぼや畑を大区画にすることがやられました。

これは一見その通りだと感じるかもしれませんが、農業の場合は効率が良くなっても土地生産性が高くなるわけではありません。例えば今まで10日でやっていた作業を機械を使って1日でできるようになったからと言って、農地を10倍にするわけにはいかないの、農業者人口を減らすという意味では意味がありましたが、農村の豊かさには繋がりませんでした。

図13の資料に「麦の生産が減る」と書いてあります。1970年ぐらいから田植え機が出てきますが、これを使用しようとすると、今までよりも少し早めに田植えをしないといけません。そうすると麦の裏作と被るので、麦の裏作がどんどんなくなっていくということも起こりました。そうすると冬の間は農地を使わなくなるので、いわゆる土地生産性と言われるものは急激に落ちていきます。機械を使って非常に短時間で作業ができるようになったけれども、それが本当に農村にとって良いことだったかと言うと、かなり疑問が残ることが当時行われました。

続いて野菜生産出荷安定法が制定されました。大都市がさらに大きくなっていくという時代で、いわゆる近郊農業と呼ばれる都市の周囲にあった農地が都市化していくことによって、農地が遠くなっていきました。そうなってくると周辺の遠くの農地から一気に野菜が届いたりとか、その次の季節にはもう全然なくなったりして、野菜の価格が乱高下することがありました。また、輸送距離が伸びることによって輸送費がかかるようになりました。輸送費は工業とも連携しているので、輸送費はどんどん上がっていき、野菜の価格高騰の大部分を輸送費のアップが占めたというようなことがありました。そのためまとめて出荷するなど、生産出荷の近代化をする必要があると言われるようになりました。それが野菜生産出荷安定法です。

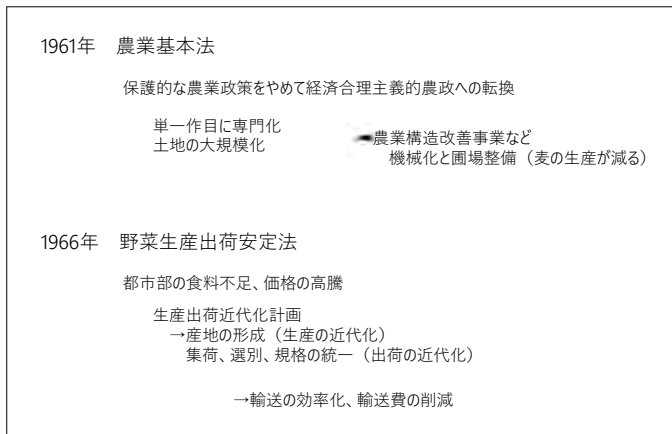


図13 農業基本法と野菜生産出荷安定法

4.5 野菜指定産地制度

こうやって産地を作って、大都市に計画的に出していく。この地域はちょっと早めに出すとか、この地域はちょっと遅らせるというように、時期の調整というのも産地ごとにやるということもやりました（図14）。

まとめて出荷するために、単一栽培をしたり、段ボールの中にきっちり収まるように野菜を規格化するということがこの当時進んでいきます。それまでは一つの畑の中でもいろいろな種類のものを栽培して病気に対して抵抗力をつけるというようなりスクヘッジをしていました。それだともまとめて同じ品質のものを出荷することにならないので、地域で品種を揃えるというような、生物多様性的には低下することがこの時期にどんどん進んでいくということになります。

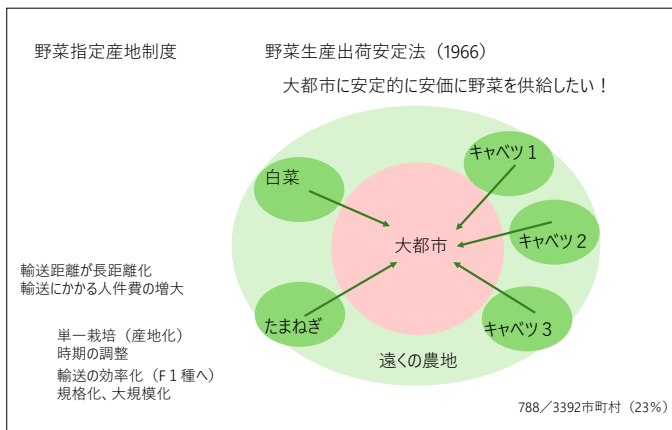


図14 野菜指定産地制度

4.6 機械化の状況とエネルギー

図15は機械化の状況です。農地の大規模化は機械化とセットでした。この時期に機械化や資材の投入が進みます。いろいろな農作業や投入物をエネルギー換算するという表現方法があるのですが、それによるとこの時期に外からのエネルギーにかなり頼る農業に変わっていったことがわかります（図16）。

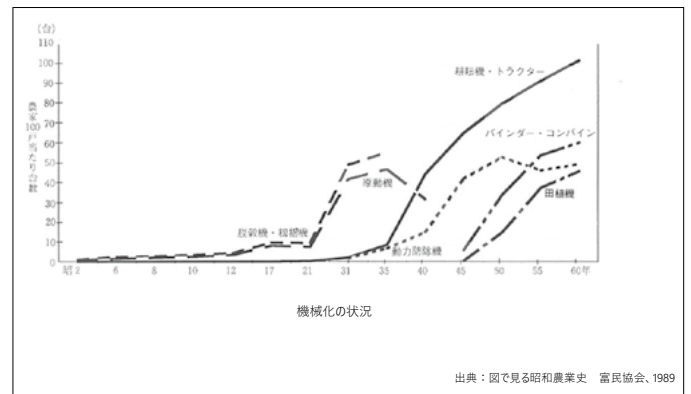


図15 機械化の状況

表6-2 日本の農業生産における投入補助エネルギー（単位：1,000kcal/ha）*25

	米			ばれいしょ			だいず		
	1955	1965	1975	1955	1965	1975	1955	1965	1975
自給的エネルギー	18,346	14,883	9,591	11,739	5,155	1,140	1,912	961	2,701
労働・畜力	1,192	738	445	528	242	92	410	288	138
自給肥料	17,154	14,145	9,146	11,211	4,913	1,048	1,502	673	2,563
外からのエネルギー	11,779	23,667	42,182	6,445	12,681	26,682	3,220	5,628	15,843
購入肥料	3,393	4,790	6,486	4,437	7,785	11,935	1,824	3,081	5,446
農薬	362	1,800	2,465	573	1,516	6,104	30	98	1,990
資材・動力	1,298	3,340	4,058	32	485	1,508	148	715	1,456
水利・土地改良	1,942	2,880	3,662	—	—	9	—	—	—
建物・設備	2,181	2,162	2,279	519	316	674	515	319	376
農機具	2,603	8,695	21,201	884	2,579	6,451	713	1,415	6,605
その他	1,205	1,741	2,738	1,610	2,112	3,367	298	620	218

注：その他は、種苗や資料等

宇田川武俊「作物生産における投入補助エネルギー」環境情報科学6（3）1977をもとに作成

図16 日本の農業生産における投入補助エネルギー

4.7 過疎現象の始まり

機械化によってどういうことが起こったか。1965年に山村振興法ができますが、その提案理由の中に、平地の農業はどんどん前進しているのだけれども、山村においては人口流出と地域社会の機能低下の悪循環が起きていると書かれています（図17）。1967年に作られた経済社会発展計画の中では、いわゆる過疎現象が僻地農山漁村にとどまらず次第に広がる可能性があるということが書かれていて、僻地農山漁村から過疎と呼ばれる現象が進み始めていたことがわかります。

そのように効率化をすることによって平地の農村と中山間地域の農村に格差が出てきました。元々は工業と農業の格差を是正するために農業を効率化しようとしたわけですが、それによって平地の農村と中山間地域の農村の格差が新たに生まれたと言えると思います。ちなみにこの1967年の経済社会発展計画における「過疎」という言葉は、その前にあった「過密」という問題に対して作られました。1967年の段階で過疎という問題が初めて出てきますが、1970年には初めての過疎法ができたことから、過疎がかなり急激に進んでいったことが分かると思います。

山村振興法（1965）提案理由（衆議院）

平地の農村は前進しているが、山村においては人口流出と地域社会の機能低下の悪循環

経済社会発展計画（1967）

いわゆる過疎現象が、僻地農山漁村にとどまらず次第に広がる可能性がある

「過疎」と呼ばれる現象（への着目）の萌芽→1970年の過疎法

図 17 山村振興法と経済社会発展計画

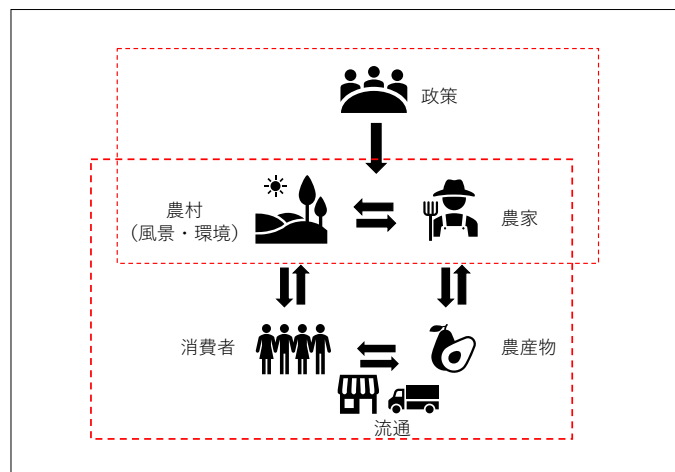


図 19 流通による農業の変化

4.8 農業の変化

ここまでのところをまとめると（図18）、農業の変化としては、初期の頃は工業化の足かせにならないように農業を効率化し、農村は食料生産の工場のように使われるようになっていきました。その後、大都市化が進んでくると、大都市化を許容し、大都市化に対応した農業へ変わった結果、平地の農業では大規模単一栽培が行われ、効率化に向かない中山間地域が過疎化していくということが起こりました。それによって農村の文化であるとか固有の自然、それに基づいた農業というのが消滅していくという状況に陥っていったということになります。

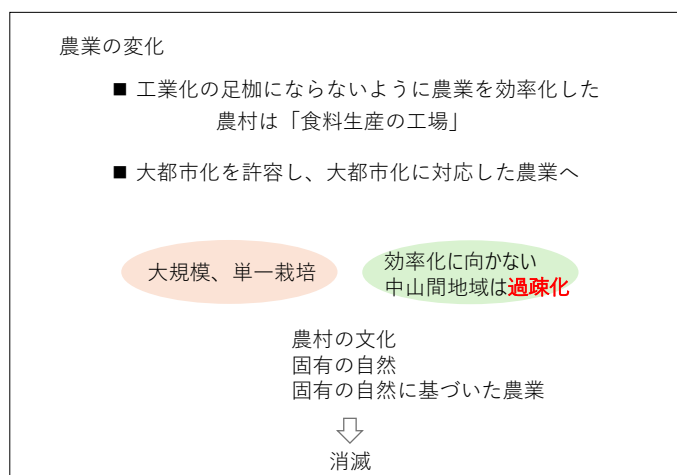


図 18 農業の変化

5 流通による農業の変化

5.1 流通による農業の変化

農村と消費者の関係性を見ていくと、様々なところで関係性が切れてしまっているというのが現状としてありますし、単純に農家がものを作ってそれを消費者が消費するだけでなく、その農家のやり方に対しては政策がかなり重要な位置を占めていることも増えてくると思います（図19）。

そうした政策だけでなく、流通もかなり農業を変えていき、消費者の消費行動をも変えていくということが起こりました。

5.2 「集散市場体系」の確立

元々は農業構造改善事業などを通じて農地の拡大が進められてきましたが、そのように産地が大規模化してくると、1960年代後半には「集散市場体系」と呼ばれる仕組みが確立されました（図20）。これは、地方からの野菜が大都市の中央卸売市場に次々と集中し、その市場の商圈で消費しきれなかった分を、さらに別の地方へと転送することが常態化した仕組みです。この体系ができた背景には、産地が拡大して大量の農産物を作ると、それらを大量に出荷した方が高値がつくという状況がありました。地方の生産者にとっては、地元の小さな市場に出すよりも、大都市の市場に出す方が有利であったため、このような集散市場体系が形成されていったのです。当時の市場を研究していた榎原正澄氏は、この体系には「3つの矛盾」があったと指摘しています。

1つは流通コストの増大です。「地方から大都市へ、そして再び地方へ」という流れにより、輸送距離が長距離化し、結果として流通コストが増大しました。産地拡大の本来の目的は流通コストの削減にありましたが、コストを増大させる結果を招いたというのが1つ目の矛盾です。

もう1つは出荷経費の増大と規格の厳格化です。出荷規格が厳格化し、さらに包装形態が木箱からダンボールへと変わったことで、出荷経費が増大しました。かつては木箱が使われていましたが、長距離輸送では箱が返却されないため、使い捨てのダンボールが普及しました。また、大都市の市場には全国から品物が集まるため、見栄えも重要視されるようになり、これも経費増の要因となりました。

さらには産地の形成と専作化（特定の作物の連作）が進んだことで連作障害が発生しました。その対策として化学肥料や土壌改良剤が多用されるようになり、農業経営そのものにかかるコストが増加しました。このように、効率化を目指して産地の拡大を進めていきましたが、実際にはそれとは矛盾する状況になってしまったと言えます。

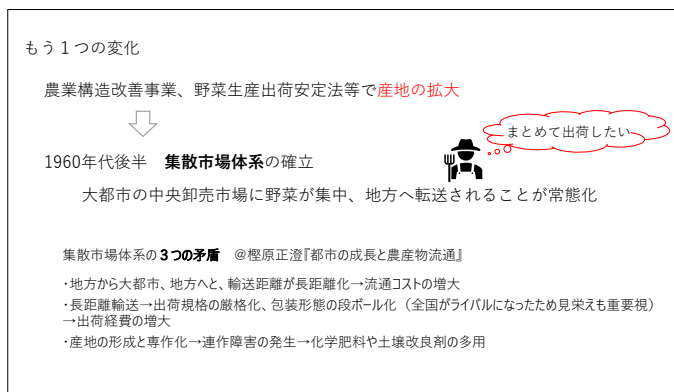


図20 もう1つの変化

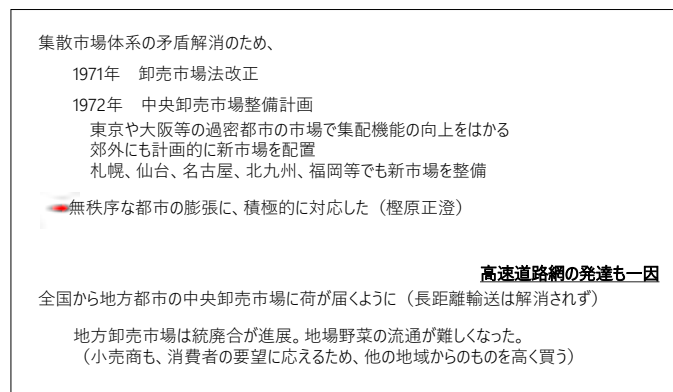


図21 集散市場体系の矛盾解消のための法改正

5.3 集散市場体系の矛盾解消のための法改正

1970年頃には色々な問題を孕んでいると言われた卸売市場法が改正されます（図21）。それに伴って中央卸売市場の整備計画というのも作られますが、その時に東京や大阪等の過密都市の市場で集配機能の向上を図るとか、郊外に計画的に新市場を配置するということなどがなされました。

こうした状況について、榎原正澄氏は「（農産物流通の仕組みが）無秩序な都市の膨張に積極的に対応した」と指摘しています。これは非常に興味深く、重要な指摘です。

1966年の野菜生産出荷安定法は、大都市の拡大によって食料供給が不安定になったことを受け、農村側の体制を変えることで対応しようとした。卸売市場の形態についても同様です。大都市化によって生じた様々な弊害に対し、都市のあり方は変えずに、農村側を変化させることで問題を解消しようとしたのです。これは日本の農業の話のみならず、都市の歴史としても非常に重要であり、これから都市のあり方を考えていく際に気にしておく必要があります。

特に、食料自給率の向上が求められる現在、今の都市形態のままではかつてのような自給体制を築くことは困難です。都市をコンパクトにする、あるいは東京一極集中を抑えるといった国土計画と連動しなければ、真の意味での地産地消や、カーボンフットプリント（二酸化炭素排出量）の少ない生産・消費を実現することは難しいということが、こうした歴史からも分かります。

卸売市場法が制定・改正されても、それによって問題がすべて解消されたわけではありません。今度は、荷が大都市の市場だけに集まるのではなく、全国から各地の地方卸売市場へと直接届くようになりました。その結果、結局のところ長距離輸送という課題は解消されませんでした。この背景には高速道路の発達も影響しており、便利になった反面、多くのエネルギーを消費して物流が動く構造が定着したといえます。

こうした流れの中で、地方の卸売市場では統廃合が進みました。その結果、地場野菜の流通の場が失われるなど、地産地消を推進するのが非常に難しくなっていくという経緯があります。

5.4 スーパーマーケットの登場

市場体系の変化に加え、もう1つの流通の変化として、スーパーマーケットの登場が挙げられます（図22）。初期のスーパーマーケットは大量に仕入れて原価を下げるとか、お客さんが自分で選んでレジまで持っていくというセルフサービスによって、人件費を下げることで目指されました。

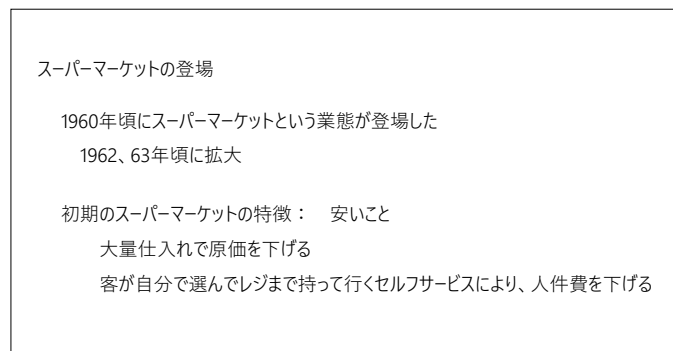


図22 スーパーマーケットの登場

5.5 スーパーマーケットのセルフサービスが変えたもの

当時の新聞記事には、次のような状況が記されています（図23）。スーパーマーケットでは、お客が自ら商品を選んでレジまで運ぶ「セルフサービス」が基本となりました。そのため、商品はその大部分がビニールやセロファンで包装されている必要がありました。

また、店員の説明がなくても、商標やラベルなどの表示を見るだけで品質や価格が判断できる品物でなければならず、必然的に「大量生産が可能な商品」が求められるようになったのです。このように販売形態が変化したことは、単に売り方が変わったわけではありません。農産物の生産方法や流通のあり方そのものを変えていく大きな契機となったことが、当時の記事から読み取れます。

スーパーマーケットのセルフサービスが変えたもの

スーパーマーケットが扱う商品は、お客が自分で選んで勘定場まで持参するのが建前だから、大部分が、ビニールやセロファンで包まれていること、商標その他の表示によって品質や市価が判断できる品物でなければならない。当然、大量生産のきく商品ということになる。

朝日新聞1962年12月27日

図23 スーパーマーケットのセルフサービスが変えたもの

スーパーの役割の変化

安い→なんでも揃う

- ・人々が忙しくなった
- ・1か所で買い揃えられる
- ・多品目の野菜を買うことが豊かさ

農業のむずかしさ
・不安定な自然環境との対峙
・求められる品質の確保

集約的労働

「虚偽の価値」

セルフサービスという環境下

野菜の高級化 （「管理される野菜」農文協文化部、1985）

荷受会社の利益（手数料）は一律に決められていた

取扱量が頭打ち→単価を上げる

季節性をなくす

珍しい野菜（西洋野菜など）を売る（栄養主義の後押し）

規格の高級化（まっすぐなキュウリ、大きい、...）

図24 スーパーの役割の変化

6 まちづくりと地方創生

6.1 まちづくりという視点

ここからは、農業が現在どのような状況に置かれているのか、これまでの話を踏まえながら、今後の地域づくりについて考えてみたいと思います。

まちづくりという視点で見ると、地方創生だとかまちづくりにおいては「頑張らないと消滅する」と言われているような状況です（図25）。そのため、地方側はいかに売れるものを作るかという視点から、品種改良などに注力しています。しかし、先ほどまでの話を踏まえると、こうした「売れるものを作るための競争」が過度に激しくなった結果、農村が疲弊してしまっている状況にあると考えられます。一方で、都市に住む人々は、メディアなどの情報を背景に「何が美味しいか」「今はこれが流行りだ」と、自由に食材を選ぶ立場にあります。農村側は、その都市の消費者に「選ばれる」ために必死の努力を続けているのです。こうした状況はあまり良くないと私は思っています。

一方で、こうした状況について「農村の人たちは自分たちが好きでやっているのではないか」と言う人もいます。本当にそうかと言うと、この状況は現状の枠組みにおいて選ぼうの選択でしかなくて、こうしないと生き残れないからやっているという状況であると思っています。

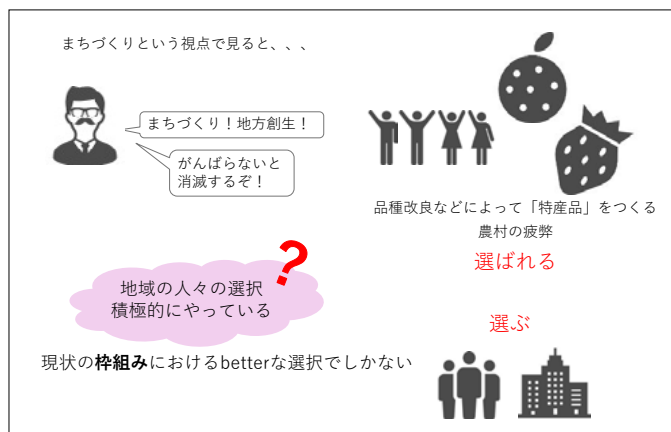


図25 まちづくりという視点で見ると...

5.6 消費者が賢くならなければならないという忠告

当時の別の新聞記事（1963年5月9日号）には「主婦へ五つの忠告」という見出しがありました。その内容は、消費者が賢くならなければスーパーマーケットという新しく登場した商売形態に騙されてしまう、という警鐘を鳴らすものでした。これまでの「八百屋」は近所の人買いに来る場所であり、店主はプロの目利きとして「今はこれが旬だ」「見栄えは悪いが味は良い」といったアドバイスを顧客に伝えていたと考えられます。対人関係に基づいた信頼がそこにはありました。

しかし、スーパーマーケットという形態が変わると、売り手と買い手はいかに有利に売買するかという関係へと変化しました。それと同時に、店舗側が消費者の購買意欲をどんどん煽っていくような状況へと移り変わっていったことが読み取れます。

5.7 スーパーの役割の変化

農文協が刊行した『管理される野菜』という本では、野菜がたどった「高級化」の歴史が語られています（図24）。スーパーマーケット出現により、季節性を無視した通年販売や珍しい野菜の取り扱いが増え、外見などの規格もどんどん厳格（高級化）していきました。同書では、こうした見た目の良さなどを、実際の栄養価とは無関係な価値という意味で「虚偽の価値」と呼んでいます。スーパーマーケットのセルフサービスという環境は、こうした「作られた価値」が広まっていく土壌として機能したと考えられます。

この状況を農村の視点で見直すと、深刻な実態が浮かび上がります。「いかに甘いイチゴを作るか」「いかに大きくて傷のない野菜を作るか」というような「作られた価値」の追求は、農業を極めて集約的労働に変えてしまいました。もともと農業には、不安定な自然環境と対峙するという本質的な難しさがあります。しかし現代では、それに加えて「求められる品質確保」という新たな困難も加わっています。現在進行している農村の過疎化や農家減少の要因の一つに、消費者が過剰な品質を要求していることが農業を難しくして、それが参入障壁になっているということもあるのではないかと考えています。このように、消費行動のあり方が生産現場を追い詰め、農村の衰退を招くという、非常に深刻な「悪循環」が起きているといえます。

6.2 農家の選択という視点

農家の選択という視点で考えてみます。「水とみどりの『美の里』プラン21」や「重要文化的景観」を参照すると、その環境の中でその環境に従った農業が営まれてきて、それが良い風景を作ってきたとされています（図26）。それは、前提として農家と土地が一對一で対応していた時代の話なのです。かつては、洪水のリスクがあっても肥沃な土地が得られるからそこで耕作するといった、自然のリスクとベネフィットが農家の意思決定に直結していました。対して現在は、農業政策や複雑な流通の仕組みが意思決定に大きく介在しています。農家が農法を選ぼうとしても、巨大なフードシステムのなかで、農家の立場は弱い立場にあります。そのため、現在の農村の姿を「農家がやりたくてやっている」と真に受けるべきではありません。消費者の選択が農家の選択を作っていると言える状況において、農家1人で本当に自立的に決めている選択ではないということは意識しておく必要があると思います。

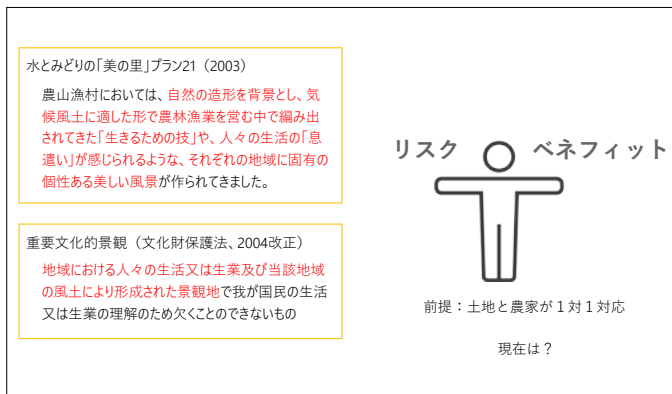


図26 農家の選択という視点

6.3 枠組みそのものを変える必要性

これまで農家や消費者、政策などの悪循環な関係をお話してきました。ここからは良い循環についてお話しします（図27）。目に見えて困っているところ、例えば農村の過疎化対策のために売れるものを作る、ということではなく、枠組みそのものを変える、社会全体が変わっていくということが重要だと思っています。これを「ジャスト・トランジション（公正な移行）」と言います。地域づくりをする時にもそういった点を意識しながらやっていく必要があります。今の社会の中で勝ち組ができればいいということではないということはベースとして認識しておく必要があると思います。

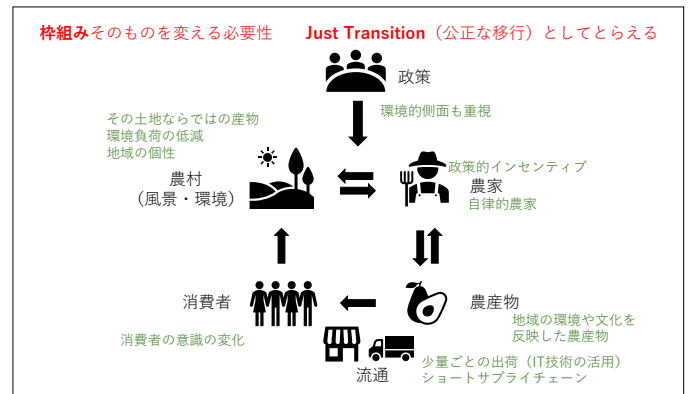


図27 枠組みそのものを変える必要性

6.4 EUの農業政策

少しEUの農業政策について紹介します。EUの農業政策は、農家への公正な収入確保であるとか、競争力向上などの10個の目標を掲げています（図28）。また、フードチェーンにおける農家の地位向上については、例えば農家はその原材料の生産者として搾取されるのではなく、きちんと対話のできる関係でいられるべきであるということや、農業においても景観と生物多様性の保全が必要である、そういったことが書かれています。

それぞれの項目はそれほど目新しい内容ではないと思われるかもしれませんが、EUの農業政策はその各要素を統合的に実施しているところが特徴だと思います。最初の良い景観の3つの調和の話でもお話ししたように、一つ一つの要素に取り組むことは恐らく日本でもやっていると思いますが、統合的に取り組むことが非常に重要なのです。



図28 EUの農業政策

6.5 クロス・コンプライアンス

どういう政策があるかと言うと、クロス・コンプライアンスと呼ばれる「直接支払いを受けるための条件」を定めた制度があり、日本でも今後取り入れていこうとする動きがあります（図29）。これは、農業者に政府から直接支払いを交付する際、特定のルールを遵守することを義務付けるものです。この制度は非常に実効性が高く、2017年の段階ですでにEU全農地の90%がクロス・コンプライアンスの対象となっています。このように、補助金の受給と引き換えに環境や社会に配慮した

ルールを守らせる仕組みは、農業政策において極めて実行力の高い政策であると言えます。

政策の例①

クロス・コンプライアンス

直接支払の条件（罰則あり）

✓ 法定管理事項（13項目）（すべての農業者が守る）
Statutory Management Requirements (SMRs)
公衆衛生及び動植物衛生、環境、動物愛護

✓ 適正農業環境条件（7項目、詳細は各国が規定）+ 3 項目（2020〜）
Good agricultural and environmental conditions (GAECs)
土壌流出、土壌有機物、土壌構造、生態系保全、景観の特徴の保全 + 気候変動の抑制

90%の農地がクロスコンプライアンスの対象となっている（2017.5）

図 29 クロス・コンプライアンス

6.6 グリーニング支払い

次に紹介するのが、グリーニング支払いです（図 30）。これは 2015 年から始まった直接支払いの 1 つですが、その中の環境保全要件の 1 つとして作物の多様化というのがあります。これは EU なので非常に農地の規模は大きいですが、30 ヘクタール以上栽培している、持っている農家は 3 作物以上作らないといけなと決められています。主要作物は 75% まで、2 作目と合わせて 95% まで、3 作目は最低 5% を作らないといけなとになっており、単一栽培でどんどん効率化していくことに対して、制限をかける取り組みが行われています。

もう 1 つの要件が環境用地の設置です（図 31）。15 ヘクタール以上の農地を持っている人は 5% 以上を生態系や景観の維持のための区域にしなければいけないというものです。具体的には図 32 のようなものが EU から示されています。この中の 3 番目の「景観の特徴保持」のところには「伝統的な石垣」という要素があり、EU では農業の政策の中で石積みが保全の対象とする規定があります。日本では農政事業として災害復旧事業でお金もらおうとするとコンクリートを選択することになってしまうので非常に羨ましく思います。

政策の例②

グリーニング支払い（直接支払いの 1 つ。2015〜）

1) 永年草地の維持

2) 作物の多様化

3) 環境用地（ecological focus area）の設置

- 30ha以上の農地を持っている人は、最低 3 作物を作らなくてはならない。
- 生物多様性の確保、モノカルチャーの回避
- 規模が大きければ有利という状況の是正（小規模農家の保護）

主要作物
75% まで

2 作物目
3 作物目
(必須)
95% まで

30ha 以上の場合

図 30 グリーニング支払い①

政策の例②

グリーニング支払い（直接支払いの 1 つ。2015〜）

1) 永年草地の維持

2) 作物の多様化

3) 環境用地（ecological focus area）の設置

- 15ha以上の農地を持っている人は、5% 以上を環境のために使用しなければならない。
- 生物多様性の確保
- 農村景観の維持

生態系や景観の維持
のための区域

5% 以上

15ha 以上の場合

図 31 グリーニング支払い②

政策の例②

グリーニング支払いにおける「環境用地」とは？
各国が、下記から選ぶことが出来る。イタリアはすべてを選択。
※方向性を決めるEUとそこで裁量を発揮することのできる加盟国という関係
地方分権のあり方の参考にもなる

環境用地の条件

a. 休耕地
b. 段畑
c. 景観の特徴保持
d. 緩衝地帯
e. 樹間での放牧
f. 森林沿いの適切な緑
g. 活用されている雑木林
h. 森林化
i. 間作か地被植栽
j. 窒素固定植物の植栽

c.

生垣、木の柵
孤立樹木
樹木の列
樹木の塊、畑の雑木林
畑の縁
池
用水路
伝統的な石垣
その他

図 32 グリーニング支払いにおける「環境用地の条件」

6.7 農村振興政策

もう 1 つ、2007 年から農業政策の第 2 の柱として位置づけられた農村振興政策というものがあります（図 33）。第 1 の柱は生産に関わる政策ですが、農村政策も農業政策の重要な要素であると言われています。それぞれの地域が農村振興事業を立ち上げますが、その事業立ち上げの際に、EU の 6 つの共通農業政策のうち 4 つ以上を満たしていないと EU からの補助金がもらえない仕組みになっています。6 つの共通農業政策には、フードチェーンであるとか、低炭素であるとか、エコシステムの修復であるとかそういったことが書いてあります。また、農村における共生社会や貧困の解消、経済的発展の推進ということも書いてあり、農村の環境や社会を考慮せず、ただ売ろうとしている場合には農村振興事業として認められないことになっています。

図 34 はイタリアの北部のトウモロコシの製粉所の写真です。聞いたところによると、地域で生産から消費をまかなえるようなレストランを経営している人や商店を経営している人がグループを作って補助金を受けることができたということです。それによって生産から消費まで、この土地で作ったものが地域の中で消費されるようになっていきます。図 35、36 は製品ですが、そこで使われているトウモロコシは 3 種類で、伝統的な在来種を使っているということでした。元々 13 種類の在来種をその地域に蒔いて、生育の良かった 3 種類を使用していると言って

40 | JICE REPORT |

いました。それによって使う農薬とか肥料の使用を抑えることができ、在来種を使うことによって遺伝子資源を守ることでもできると説明を受けました。このような計画を盛り込まないと、EUからの補助金をもらうことができないわけです。せっかくお金を出すのであればいい方向に動かしていこうという政策で、経済的な面と環境的な面を統合的に政策の中に入れていたと思いました。

政策の例③

農村振興政策 Rural Development
※2007年から始まった農業政策の第二の柱
第一の柱は生産にかかわる政策

各加盟国が事業を立ち上げ、それに対してEUから資金が拠出されるが、事業は以下の6つのEUの共通優先事項のうち少なくとも4つを満たしていなければならない

- ・農業や林業、農村の知識を継承、革新すること
- ・すべてのタイプの農業の競争力を高めること、農業技術の革新と持続可能な林業の推進をすること
- ・農業におけるフードチェーンの構築の促進、動物の健康、リスクマネジメントを推進すること
- ・農業、食料、林業の分野において省資源の推進と低炭素および気候変動に資する経済への貢献
- ・農業や林業と関連するエコシステムの修復、保全、強化を行うこと
- ・農村部における共生社会や貧困の解消、経済的発展の推進

ひとつの事業のなかで、経済、環境、社会がバランスよく考慮されている必要がある

図33 農村振興政策

例：トウモロコシの小規模な製粉所（イタリア）
地域で生産から消費までをまかなえるよう、いろいろな立場の人（生産、流通、小売り等）が集まり、団体をつくることで、補助金を受けることが出来た



図34 トウモロコシの小規模な製粉所

製粉所で生産している製品



図35 製粉所で生産している製品①

事業計画には、栽培するトウモロコシの品種も記載。
13種類の在来種を栽培し、生育状況のよかった3種類を使用している。地域の気候風土に合う在来種を使うことで農薬や肥料の使用を抑えることが出来、遺伝子資源を守ることできる。
こうした計画を盛り込まないと事業が認可されないとのこと。



図36 製粉所で生産している製品②

6.8 比較対象としての日本の事例

日本では似たようなものに六次産業化がありますが、加工機械の導入であるとか、商品化や販路への専門家のアドバイスが補助の対象になっていて、いかに売れる商品を作るか、デパートに置いてもらえる商品を作るかといったことが重視されています（図37）。環境的な視点は全く書かれていないのが現状で、私はこれを問題視しています。そうした経済的視点だけだと地域間競争によって地方が疲弊し、環境が悪化する恐れがあるでしょう。よく知られているのはマンゴーの例ですが、加温栽培して、売れると成功事例だと評価する。個人としてそれをやる人たちがいることは否定しませんが、それを公的に応援するかどうかは再考する必要があるでしょう。消費構造をそのままにしてそれを強化するような補助ではなくて、消費構造がいい方向にトランジションするようなルールや補助金の出し方が必要ではないかと思っています。

比較対象としての日本の事例



六次産業化

補助の対象：
加工機械の導入
商品化、販路への専門家のアドバイス 等

儲けることが主目的になっており、環境の視点が欠如している。

経済的視点だけだと、地域間競争によって地方が疲弊し、環境が悪化するおそれもある。

⇒ 消費構造をそのままにした補助ではなく、消費構造を変えるルール！
(売れば売れるほど地域が良くなるための制度)

図37 比較対象としての日本の事例

7 イタリアのアグリツーリズムとテリトリー

7.1 イタリアのアグリツーリズム法

次は、イタリアのアグリツーリズムについて紹介します（図38）。農村地帯でゆっくり休暇を過ごすというもので、あまり農村・農業の体験をするものではありません。図39、40は、私がアグリツーリズムに泊まったときの写真です。伝統的な農

家の建物が宿泊施設に使われていて、そこでワイナリーの見学をしたり、バルサミコ酢を作っている農家に行って、伝統的な作り方の説明を受けたりしました。

イタリアのアグリツーリズム法は、1985年に最初にできますが、EUの農業政策が農村開発を積極的に始めた頃に、かなり大々的に改正されています（図41,42）。その法律の目的には「EUおよび政府、州の『農村開発』のプログラムに沿い、農村における適切な観光の形を推進することによって農業を支える」と書いてあります。このアグリツーリズム法というツーリズムの法律が、観光の推進を手段として、最終目的は農業を支えることであると書かれているところが非常に面白いと思います。

色々規定がありますが、農家しか経営できないとか、古い建物を使うというようなことが規定されています。細かい規定は各州が決めていて、その地域で生産されたものを何%以上使うなど、かなり細かい具体的なルールが決められています。そうした地産地消だけではなく、例えばその土地の農業設備を展示して、ちゃんと地域を見て回れるようにするというようなことも重要だというようなことが書かれています。先ほど紹介した、生産の場面を見学することもアグリツーリズム法の中で決められた宿のアクティビティになっています。アグリツーリズムが、単に観光収入を目指すものではなく、それぞれの地で何がどのように作られているのかを見せる場として捉えられていると言えます。



図40 バルサミコ酢をつくる農家の設備

アグリツーリズム法（1985年、2006年改正）

目的

EUおよび政府、州の「農村開発」のプログラムに沿い、農村における適切な観光の形を推進することによって、農業を支える。

- a) それぞれの土地の特有の資源を保護し、特徴づけ、価値づける
- b) 農村エリアの営み（人の活動）の保護を支援する
- c) 農業の多様な機能と農業収入の変化を支援する
- d) 農業収入の拡大と生活の質の向上によって農業の事業性の観点から土地、領土、環境の保護を支援する
- e) 風景的特色を保護することによって農村建築遺産を再評価する
- f) 特産品と良質な生産物、その他の関係する伝統的な美酒美食を支援し助成する
- g) 農村の文化と食育を促進する
- h) 農業と林業の発展を支援する

図41 アグリツーリズム法①



図38 イタリアのアグリツーリズム

アグリツーリズム法（1985年、2006年改正）

- ・ 農家や農業法人が、その農業活動、林業活動、動物の飼育活動との関連の中で行う。
- ・ アグリツーリズムの従事者は「農業従事者」とみなすことができる。
- ・ アグリツーリズムの収入は農業収入とみなすことができる。
- ・ 現存する建物や場所を活用することができる。
- ・ 各州は古い建物の修復や農業者がそれをアグリツーリズムのための活用について、その土地の地理的特徴、建物の特徴、風景の特徴にふさわしいものとなるよう介入すること。

図42 アグリツーリズム法②



図39 ワインをつくる農家の設備

7.2 日本の農泊との違い

日本も農泊というのがあるので、それとの違いを少し見てみます（図43）。日本の農泊は農家がやるものであるとは特に決められておらず、宿泊や農林漁業、体験、食をチームで行いましょうという取組みで、既存のホテルに泊まるのも農泊と呼んでいる状況です。しかも農泊という商標を使用するための制限はほぼなく、公序良俗に反しないとかがそれぐらいの規定しかない状況です。イタリアの場合は先ほど言ったようにそこで出す食べ物はローカルなものじゃないといけないなど色々細かい規定がありますが、日本ではそうした規定がない状況です。

これを解釈すると、日本の場合はそういった細かい規定がないので参入障壁が非常に低い、その分価値が保証されない。

農泊と名前のついているところに泊まったとしても、地域のローカルな建物とも限らないし、地域の食べ物が食べられるかどうかとも保証されていない。政策としては目指すべき農村や農業の姿が見えないような状況です。イタリアの方は、観光産業がどのように地域の経済や社会・環境に貢献するかが考えられた上で、規定が決められていて、それに沿っているものだけがアグリツーリズムの宿と名乗れる仕組みになっているのです。

日本の農泊との違い	
農泊：	宿泊や農林漁業、体験、食をチームで行う（ホテルや食堂など） 農泊という商標を使用するための制限はほぼない
	参入障壁は低い、価値が保証されない 観光による経済活性化が主目的 めざすべき農村・農業の姿が見えない
アグリツーリズム：	風景に配慮した農業 ローカルな建物に泊まれる 持続可能な範囲でのローカルな食の提供 多品種栽培（モノカルチャーの否定） 自律的農家の育成
	観光産業がいかに地域の経済や社会、環境に貢献するか

図43 日本の農泊との違い

7.3 テリトリーという考え方

ここからもう少し提案的なお話をしたいと思います。その前に少しイタリアの話をしめすと、イタリアでは今、「テリトリー」という考え方が非常に盛んです（図44）。地理的、社会的にまとまっている地域をテリトリーと呼んでいます。都市は、様々な設備があるので加工や消費が行われますが、それらを生産する場所である農村も、歴史的・地理的につながりを持ったひとつのまとまりとして捉え、まとめて政策の中に入れていくという考え方です。

この考え方を日本の地方都市における「中心市街地活性化」などの事業に応用できるのではないのでしょうか。現在、こうした事業では「にぎわいの創出」や「公共施設の活用」が主眼に置かれることが多いですが、その際、その地域（都市部）だけを見るのではなく、より広い視点で周辺の農村にも目を向けることが重要です。大都市と競争しようと都会の真似をするよりも、むしろ「周辺農村との関係を再構築するためのハブ（拠点）」として中心市街地の施設を活用するというアプローチが考えられます。

具体的な例を挙げれば、商店街活性化のために公金を投入して「チャレンジショップ」などを運営する場合があります。単に「店を開く」ことだけを目的とするのではなく、公的な支援の条件として「周辺地域の農産物を使用すること」を義務付けるといった手法です。このように、単なる商店街単体の活性化に留まらず、地域のさまざまな要素を総合的に結びつけていく取り組みこそが必要だと思います。

実際そのように取り組んでいる弘前のアップルパイガイドマップという事例があり、弘前のリンゴの産業と弘前の市内の商店を結びつけるということをしています（図45）。こうして周辺の農村と連携することで、結果的にその都市の唯一無二の

特徴になるわけです。

図46はイタリアのパルマ地方にあるパルミジャーノ・レッジャーノの博物館です。古い建物を使い、古い生産の施設も道具も展示してあります。それ以外に、なぜこの地域（パルマやレッジョ・エミリア）でパルミジャーノ・レッジャーノが有名になるに至ったのか、どういった土地であったから誕生したのかということが示されています。このように、土地との繋がりを非常に重視して、それをしっかりと説明するという手法も重要かと思います。

図47はワイン生産用のブドウ畑の中を歩きながら地域の食べ物をいただくというイベントの様子です。最初のスタートする地点と帰ってくる場所は中心となる町ですが、実際に歩くほとんどの場所は農村部です。周囲の農村と繋がって大々的にイベントをしているのです。地域の農業の風景を活用し、そこでとれたものを消費し、町では飲食や宿泊などもしてもらえという様々な要素が繋がっているイベントと言えます。



図44 テリトリー



図45 アップルパイガイドマップ（弘前）



図46 パルミジャーノ・レッジャーノの博物館



図47 イベントの様子

7.4 大都市と農村の関係の再構築

もう少し大都市の話をしします。最近私がよく出している例ですが、東京都千代田区にある九段会館の地下に「九段食堂」という食堂があります（図48）。この食堂では、なるべく小規模な農家から材料を仕入れるとか有機の産物を仕入れるとか、そういうことをやっています。決まった量を発注するような取引ではなくて、大体の量は決まっていますが、農家が出荷できるものを出荷してもらい、それを定食にして提供するということをやっています。農家と仕入れ業者が対等な関係であろうという取り組みです。開発事業者も、いろいろな飲食店に入ってもらような従来型の地下の作り方に限界を感じていたけれども、このようなやり方を選択したらうまくいっているというお話でした。この事例も、1つの都市の中でできる農村との関係の再構築の1つの方法かと思います。（図49）

大都市と農村の関係の再構築



九段食堂の定食

図48 九段食堂の定食

- ・デベロッパー（東急不動産）が、ビルの「健康経営」を目指した。
- ・食を重視する企業が増えている。
- ・単に「美味しいもの」というわけではなく、**農村と対等**な関係で。
- ・**小さな農家**との取引
- ・そのためのオペレーションは大変だが、社会的に意味がある
- ・オペレーションにはITの活用
- ・メニューを絞って、「**届いた野菜**」で対応
- ・デベロッパーも、これまでのスキームに限界を感じている。
- ・JTも社食を同様に変えた。

図49 大都市と農村の関係の再構築

8 おわりに

8.1 南阿蘇の風景をつくるごはん

南阿蘇でも「風景をつくるごはん」という取り組みが行われています（図50）。阿蘇の風景を見に来た観光客に、なるべく土地のものを食べてもらい、農業の維持、ひいては風景の維持に貢献してもらおう、そのつながりに気づいてもらおうという取り組みです。

現在、少しずつですが、このように枠組みを変えようという取り組みは増えてきています。図27のようなつながりや歴史的な経緯をしっかりと理解することが重要です。それができれば、自分たちが携わるまちづくりや商店街の活性化といった身近な活動であっても、より大きな目標である「ジャスト・トランジション（公正な移行）」に貢献できる取り組みへと発展させていけると考えています。



図50 南阿蘇の風景をつくるごはん



図51 講演会の様子

本内容は2026年4月14日に開催した国土政策研究講演会においてご講演を頂いたものです。

国土技術研究センターのホームページより、本講演を映像でご覧になれます。

■国土技術研究センターのホームページ

https://www.jice.or.jp/labs/2026_01

